

## 豊臣秀頼発給文書の研究(2)

福田千鶴

本稿では前号(『九州産業大学国際文化学部紀要』55号、二〇一三年九月)に引き続き、豊臣秀頼発給文書について、古文書学的な分析を基本としつつ、秀頼発給文書の保管や文書認識の有り方などについての史料学的分析を加え、慶長期における豊臣秀頼の政治的立場についての見直しを図っていく。

### 3. 公益財団法人防府毛利報公会・毛利博物館所蔵毛利家文書

毛利博物館所蔵毛利家文書に伝来する豊臣秀頼発給文書については、『毛利家文書』<sup>1)</sup>三に所収された文書五通とこれに漏れた文書四通の計九通が伝来している。以下、それぞれに分けて史料釈文と解説を付すことにする。

3-1-1 「史料釈文」(各番号は『毛利家文書』三による)

一〇〇九 正月七日付豊臣秀頼黒印内書

為改年之祝儀

太刀一腰馬代

鳥目千疋送給

欣悦之至候猶

片桐市正可申候

恐々謹言

正月七日(黒印)

毛利宗瑞老

一〇一〇 五月一日付豊臣秀頼黒印内書

為端午祝詞

帷子二内単物

到来遠境別而

御懇情之至令

欣悦候猶片桐市正

可申候謹言

五月朔日(黒印)

宗瑞老

一〇一一 九月五日付豊臣秀頼黒印内書

為重陽之祝

儀呉服壹重

送給懇志之段

令祝着候猶

片桐主膳正可

申候恐々謹言

九月五日（黒印）

毛利宗瑞老

一〇一二 十二月二十七日付豊臣秀頼黒印内書

為歳暮之祝

儀呉服二到来

令祝着候猶片桐

市正可申候恐々謹言

十二月廿七日（黒印）

毛利宗瑞老

一〇一三 八月八日付豊臣秀頼黒印内書

為音信兩種樽

拾到来遠境懇

情之段別而欣

悦候猶片桐主膳正

可申候謹言

八月八日（黒印）

毛利宗瑞老

〔解説〕

この豊臣秀頼黒印内書五通は、いずれも『毛利家文書』三に収録されている。各文書は卷子に仕立てられており、軸には黒檀が用いられている。毛利家でもっとも大切な重書の扱いをうけた文書群は、水晶の軸を用いた卷子仕立てであり、黒檀の軸はそれに次ぐ重書という。寛延四年（一七五二）作成の文書目録に記載があるので、同年までには軸装されて現在の形になっていたと考えられる。

卷子外題は、「秀次公御朱印御内書秀頼公御状」と題箋に墨書されており、豊臣秀次朱印状十四通（『毛利家文書』三一―九九五―一〇〇八）と豊臣秀頼黒印状五通（『同』三一―一〇〇九―一〇一三）の計十九通が一軸にまとめられている。毛利家では豊臣秀次が発給した文書は内書（「御内書」）、豊臣秀頼が発給した文書は書状（「御状」）とする文書認識のもとに管理しており、両者の格付けには明らかな差異がみられる。なお、こうした毛利家の文書認識があることを認めただうえで、筆者は古文書学的観点から秀頼発給黒印状を内書とみなす立場にあるため、以下でも書状ではなく内書を用いる。

豊臣秀次発給朱印内書は、折紙形式、「羽柴安芸宰相」宛「也」止め、殿<sup>1</sup>、宛所の高さは月の字の書き始めの高さcから日付の書き始めの高さeまでである。一通のみ、「長門国中羽柴安芸宰相」宛の縦紙文書があり、宛所の高さが日の字の書き始めの高さgとなつてゐるが、これは名護屋参陣を命じる下知状の類なので、その他の朱印状と同類とは論じられない。そのため、これを除外して考察する。

豊臣秀次は天正十九年(一五九一)十二月二十八日に関白に任官し、文禄四年(一五九五)七月に秀吉から高野山に追放され、自害するので、朱印状はほぼその間の発給となる。関白就任前の秀次は通常は書判状を用い、知行宛行状の一部に黒印を用いていたが、関白就任後はごく一部に書判状がみられるが、黒印状は一切発給しなくなった。これは天下人豊臣秀吉の書札礼を受け継いだため<sup>4</sup>、いずれも「豊臣秀次」の印文をもつ朱印を用いた。ただし、秀次は関白に就任する直前から朱印を使い始めた点には注意が必要である<sup>5</sup>。

『日葡辞書』<sup>6</sup>によれば、「シユイン(朱印)」は、「朱で押す判」のことだが、「現今では、天下(Tenca)の君の合書とか允許状とかの意。ただし、Go(御)を付けなければ、その意味にはならない。例、Goxim.(御朱印)」とある。つまり、豊臣期の朱印状は天下人の書札礼として認知されていたのであり、関白や将軍の役職に由来するものではなかった。秀次が関白就

任前から朱印を使用したのはその証左であり、これは秀吉から天下人の権限を分譲されたことにちなむものと考えられよう。

宛所の「羽柴安芸宰相」は毛利輝元のこと、天文二十二年(一五五三)に生まれ、元龜二年(一五七二)に祖父元就の遺領を継ぎ、同三年右衛門督、天正二年(一五七四)より右馬頭を称した。天正十二年に羽柴秀吉の中国攻めで降り、本拠地安芸を含む八か国余の領有を認められた。天正十六年に上洛し、豊臣姓羽柴名字を与えられ、従四位下・侍従に叙任され、続いて参議に任じられた。文禄四年(一五九五)正月に従三位・中納言に昇進し、清華家に位置づけられ、大老に列した。したがって、「羽柴安芸宰相」を宛所とする秀次朱印状は、文禄四年正月までの発給とさらに限定される。

一方、豊臣秀頼発給の黒印内書は、折紙形式、書止文言は「恐々謹言」が三通、「謹言」が二通、宛所は「毛利宗瑞老」「宗瑞老」と「老」の敬称を用いており、宛所の高さは月の字の書き始めの高さcから日付の書き始めの高さgまでである。秀次発給文書と比較すると、毛利家の文書認識にみえる内書と書状の差異は、朱印・黒印の違い、もしくは書止文言の違いにあるようにみえるが、いずれとも判定しがたい。その理由は、慶長期に徳川家康や徳川秀忠が、差出は黒印・書判(花押)、書止文言は書状形式の「恐々謹言」や「謹言」を用いているにもか

かわらず、毛利家では内書として扱っているからである。逆に言えば、毛利家では、黒印や「恐々謹言」「謹言」などの書止文言の有無によって、内書と書状と区別していなかったことになる。そこで以下では、家康・秀忠が発給した文書の古文書学的特徴をみることにしたい。

初めに、「壹 家康公ヨリ輝元江御書御内書等<sup>八通</sup>」(第一長持五二〇五九号、番号は『毛利家歴史資料目録』による。以下、同じ)の外題をもつ卷子に所収された文書のうち、家康の「御書」に相当するのは次の文書一通と考えられる。

五二 三月二十二日付徳川家康書判書状

昨日者以使者

申入候処為御

礼御使札御隔心

之至候猶期後音之

時候条令省略候

恐々謹言

三月廿二日家康(書判)

安芸中納言殿

年次は不詳だが、輝元が中納言となる文禄四年(一五九五)正月以降、関ヶ原合戦で敗北した輝元が宗瑞幻庵を名乗り始め

る慶長五年(一六〇〇)十月までの間の発給としてよいだろう。料紙は切紙だが、書止文言は「恐々謹言」、宛所はひとつがけの殿(図3)、宛所の高さは月の字の書き始めの高さcである。関ヶ原合戦で勝利して天下人となる以前の家康が、輝元に対して厚礼の書判状を用いていた点が確認できる。

続いて、内書に相当する文書七通は三季(端午・重陽・歳暮)内書であり、端午三通、重陽一通、歳暮三通となっている。一例として、五三号文書を示しておく。

五三 五月五日付徳川家康黒印内書

為端午之

祝義帷子五

之内单物三到

来喜悦候也

五月五日(黒印)

宗瑞

いずれも宛所は宗瑞なので、関ヶ原合戦後に発給された文書である。それまでの書判状から印判状へと変化した点が大いだが、関白の豊臣秀吉・秀次の用いた朱印ではなく黒印を用いた点が注目される。また、書止文言は「也」止め、敬称はなし、宛所の高さは月の字の書き始めの高さcが一通、月の字の中間

の高さdが一通、日付の書き始めの高さeが五通である。とくに、いずれの内書にも奉者の名が書かれていない。家康は輝元に対して、添状を伴わない内書を発給していたことになり、かなり薄礼の書札礼を用いていたといえよう。

さて、ここで問題となるのは、なぜ天下人となった家康が朱印を用いず、黒印を用いたのか、という点である。四代將軍家綱以降に將軍が発給した内書は、三位以上には書判、国持大名以下には黒印で発給されており、内書系列の文書を朱印で発給することはなかった<sup>7)</sup>。しかし、その一方で、領知宛行状においては基本的に、十万石以上は書判、十万石未満一万石以上は朱印、一万石未満は黒印で発給された<sup>8)</sup>。したがって、判の別別は、書判↓朱印↓黒印の順で厚礼から薄礼へと書札礼が整えられたことになる。この書札礼を踏まえれば、家康の内書が黒印状で発給されたことは、右の三段階のうちもとも薄礼の書札礼が用いられたということになる。つまり、家康は黒印状しか発給できなかったのではなく、黒印状をあえて発給することで、新たな天下人となった自己の地位を引き上げる意図があったといえないだろうか。

これまでの通説では、豊臣秀吉は関白就任を機に書判状から朱印状へと書札礼を変え、関白職を秀吉から譲られた秀次も書判状から朱印状へと書札礼を改めたと考えられてきた。そのため森田恭二氏は、「秀頼もまた、関白となった暁には、朱印

状を発給したであろう」が、「関白に未だなれなかった秀頼は、あくまでも秀吉の後継候補として黒印状を出し」たのであり、「黒印状は基本的には、私的書状であった」という見解を示された<sup>9)</sup>。この考えの根底には、秀頼は「朱印状を発給できず、黒印状しか発給できなかった」という明快な構図がある。

ただし、それでは、天下人となった家康ですら「朱印状を発給できず、黒印状しか発給できなかった」ということになるが、その理由も家康が関白になれなかったから、ということになるのだろうか。関白に就任していない織田信長が朱印状を用いたことは周知のことであるから、朱印状の発給権は関白の権限に基づくのではなく、天下人の権限に求めるべきであろう。そのように位置づけなおすと、慶長期に秀頼が黒印状を発給した意義を森田氏が示されたような構図に押し込めてよいのか、という疑問が生じてくる。

しかも、徳川秀忠が発給した内書を位置づけると、さらに問題は複雑化する。秀忠が輝元に発給した内書は、秀頼より厚礼の書札礼を用いているからである。「式 秀忠公ヨリ宗瑞江御内書<sup>十七通</sup>」(第一長持七八号く九四号)の外題をもつ卷子に収められた文書は、宛所は「幻庵」宛なので、慶長五年(一六〇〇)十月以降の発給文書となる。秀忠は慶長六年三月二十七日に大納言に任じられた。この時点で官位については中納言の輝元を越えたわけだが、その後も秀忠は輝元に対して厚礼の書札礼

で内書を発給し続けていた。宛所は「幻庵」とのみあり、敬称はなく、宛所の高さは月の中間の高さdから日付の書き始めの高さeなので、宛所の高さに関して若干薄礼化が進んでいるが、書止文言はいずれも「謹言」となっている。

このような特徴に加え、秀忠発給文書の最大の特徴は、書判で発給された文書が多いという点である。十七通のうち、黒印状は八通、書判状は九通であり、書判状の方が多い。古文書学的な通説からいえば、黒印状より書判状の方が受給者に対する厚礼の書札礼を用いていたことを意味する。秀頼発給文書の残存率が少ないため、秀頼が輝元に対して書判状を発給しなかったと断定する十分な証拠を提示しえないが、後述するように「恐々謹言」の書止文言を用いた秀頼内書が黒印状で発給されている点からすれば、秀頼は黒印状しか発給しなかった可能性が高い。この前提に立てば、判に関しては、秀忠の方が秀頼よりも厚礼の書札礼を用いて輝元に接していたことになる。

続いて「三 秀忠公ヨリ宗瑞江御内書<sup>八通</sup>」(第一長持六〇号く七七号)の外題をもつ卷子に収められた文書は、いずれも宗瑞幻庵に宛てたものなので、やはり慶長五年(一六〇〇)十月以降の発給となるが、書止文言は「恐々謹言」が一通、「謹言」が十七通である。宛所は「幻庵」「宗瑞」のみで、敬称は用いていないが、十七通が書判状である。そのうち、もつとも厚礼の「恐々謹言」を用いた六七号文書を次に示しておく。

六七 九月六日付徳川秀忠書判内書

為重陽佳義

小袖二被相贈之

歡悦此事候

猶土井大炊助

可述候恐々謹言

九月六日秀忠(書判)

幻庵

奉者の土井利勝の官途が大炊助なので、元和九年(一六二三)六月までの発給となる。秀頼の輝元宛の書札礼が「恐々謹言+黒印」であったのに比して、秀忠の輝元宛の書札礼が「恐々謹言+書判」であったという点からは、秀頼より秀忠の方が厚礼の書札礼を用いていたことが明らかとなる。

最後に「四 秀忠公家光公ヨリ宗瑞江御内書<sup>八通</sup>」(第一長持九五号く一〇二号文書)の外題をもつ卷子に収められた文書八通は、秀忠五通、家光三通であるが、秀忠は「謹言」を用いた書判状、家光は「恐々謹言」を用いた書判状となっており、黒印状は一通も存在しない。

以上の三点の卷子は表装に木軸を用いている。これは近代になつてから軸装されたものと推定されるので、「也」止めではなく、朱印・黒印でもない書状形式の文書を「御内書」と名称付

与したのは近代になってからの文書認識である点に注意しなければならぬが、秀忠が発給した毛利輝元(宗瑞幻庵)宛での贈答儀礼への返礼状が、家綱期以降に將軍が発給した内書の要件となる「也」止めで発給できなかったという点は、動かし難い事実とせねばならないだろう。

元和二年(一六一六)に家康が死去し、將軍秀忠は名実ともに天下人になったが、その後も輝元に対しては厚礼の書札礼を用い続けた。

一〇五八『毛利家文書』三

為今度上洛見廻、被差越息日向守、殊太刀一腰、馬代銀子百枚、并欄繼十卷被相送之、珍重候、次所勞油断可有養性事、肝要候、委曲土井大炊助可申候、謹言、

七月十九日 秀忠(書判)

幻庵

これは『毛利家文書』三では元和三年に比定されている。文中の「息日向守」とは輝元の次男就隆のことであり、元和三年(一六一七)六月に病氣の父にかわって上洛し、秀忠に供奉した際のものともみなすためである。ただし、就隆が日向守に任官するのは元和八年十二月二十八日なので、疑問がないわけではない。輝元は寛永二年(一六二五)四月二十七日に萩で没する

ことや、奉者の土井利勝が大炊助を名乗るのが元和九年六月までなので、この間に秀忠が上洛するのは元和三年、同五年、同九年の三回となる。しかし、同五年の上洛には輝元も上洛したので該当しない。同九年の上洛時は六月八日に秀忠が京都に到着しているが、右の文書が発給された七月段階では土井利勝の官途は大炊頭でなければならず、これも該当しない。したがって、該当するのは元和三年だけとなる。そこで、日向守の名乗りは通称であり、元和八年に正式に従五位下・日向守に叙任されたと考え、本稿でも一〇五八号文書を元和三年の発給としておく。

右を元和三年発給と確定したことにより、秀忠が天下人となったのちも輝元に対して書判+謹言という厚礼の書札礼を用いていたことも確定する。『毛利家文書』三の所収文書を一覧すると、秀忠発給内書十九通(一〇五五号〜一〇七三号)のうち、書判状は十四通、黒印状は五通であるが、書判状・黒印状にかかわらず、いずれも書止文言は「謹言」を用いている。黒印状の奉者は「土井大炊助」が二通、「土井大炊頭」が三通なので、黒印状は元和九年六月以前に発給される場合があったにしても、黒印状が全体に占める割合は二割程度であり、八割は書判状で発給されていたことになる。しかも、慶長十九年までの発給に限定される大久保相模守(忠隣)を奉者とする内書四通、元和二年までの発給に限定される本多佐渡守(正信)を奉

者とする内書三通はいずれも書判状である。このことから、慶長期に秀忠が国持大名層に対して黒印状を発給できず、書判状しか出せなかった可能性は一層高くなる<sup>10)</sup>。

3―2 「史料釈文」(番号は『毛利家歴史資料目録』<sup>11)</sup>の整理番号)

四六 四月二十九日付豊臣秀頼黒印内書

為端午祝儀

帷子式之内単物

如嘉例送給

遠路令祝着候

猶片桐市正可

申候恐々謹言

卯月廿九日(黒印)

毛利宗瑞老

四七 十二月二十九日付豊臣秀頼黒印内書

為歳暮祝儀

呉服二送給遼

遠御懇志之至令

歓悦候猶片桐

市正可申候恐々謹言

十二月廿九日(黒印)

宗瑞老

四八 十二月二十八日付豊臣秀頼黒印内書

為歳暮祝儀

呉服三重到来

遠境別而芳情之

至令祝着候猶片桐

市正可申候謹言

極月廿八日(黒印)

松平長門守殿

四九 九月七日付豊臣秀頼黒印内書

為重陽祝儀

呉服五到来

嘉例別而令

祝着候猶片桐

市正可申候謹言

九月七日(黒印)

松平長門守殿



〔解説〕

この四通の豊臣秀頼発給黒印内書は、『毛利家文書』三および『三鬼目録』にも未収録の新出文書である。『毛利家歴史資料目録』によれば、第一長持に入られている巻子の一つである。なお、同目録上ではいずれも「豊臣秀頼朱印状」となっているが、原文書を確認したところ、残念ながら四通ともすべて黒印状であった。

卷子外題には「十二／秀次公ヨリ輝元様江御内書／秀頼公ヨリ宗瑞様秀就様江御書<sup>七通</sup>」(ノは改行)と題箋に墨書され、外題題箋の下側には「輝元公／第六號」と書かれたラベルが貼られている。軸装の際に料紙の上下が切られているため、縦寸法は四四一mmで統一している。軸は木軸が用いられているから、これは近代以降の軸装である可能性が高い。第一長持に入られた時期などは確定できないが、この七通は近代になるまで毛利家文書のなかで重書の扱いをうけてこなかったことが推測できる。こうした毛利家における文書認識により、この七通は『毛利家文書』三の所収に漏れることになったのだろう。

豊臣秀次発給文書三通は角鷹二連・端午(太刀一腰・馬一疋・生絹五・帷子五)・重陽(小袖二重・袴・肩衣・帯二筋)に対する返礼状で、いずれも朱印が用いられ、宛所は「羽柴安芸守相殿」となっている。ついで豊臣秀頼発給文書四点が続くが、これは端午(帷子二)・歳暮(呉服二)・歳暮(呉服三)・重陽(呉

服五)に対する返礼状で、前二者は毛利宗瑞(輝元)宛、後二者は「松平長門守殿」(毛利秀就)宛となっている。

宗瑞宛の二通は、いずれも「恐々謹言」を用いている。なお、表3に示したように、輝元宛七通を通して、進物の多寡と「恐々謹言」「謹言」の違いに相関関係は確認できない。

松平長門守秀就は、毛利輝元の嫡男として文禄四年(二五九五)に生まれた。慶長四年(二五九九)の袴着では徳川家康より助真の刀を与えられ、十月十一日に豊臣秀頼より諱一字を与えられ、秀就と称し、従五位下・侍従に叙任され、十二月八日に従四位下に昇進した。関ヶ原合戦後の慶長五年十月十日に周防・長門両国を安堵された。慶長十三年には徳川秀忠の養女(秀忠の兄結城秀康の娘喜佐)を娶り、九月十三日に秀忠から松平の名字を与えられ、長門守に改めた<sup>⑩</sup>。したがって、秀頼の内書二通は慶長十三年から十九年までの間のものである。

毛利秀就に関しては、次の興味深い書状が残っている<sup>⑪</sup>。

以上

今月五日之御札、昨日来着拜見候、重陽之御祝儀申上候処、被成御披露、被成下御黒印頂戴忝存候、殊呉服三之内、染物嶋白綾拝領辱次第候、御前可然之様御披露所仰候、猶期来信之時可得御意候、恐惶謹言

松平長門守

九月十八日

秀就 御判

片桐主膳正殿

内容は、九月五日付の片桐貞隆の書状が九月十七日に秀就のもとに届いたことへの返礼で、秀就からの重陽の祝儀が秀頼に披露され、「御黒印」を頂戴したこと、さらに呉服三のうち染物嶋白綾を拝領したことは忝い次第であると感謝の意を述べ、秀頼によく披露してほしい旨を依頼するものとなっている。次に述べる吉川家の例からして、秀頼の「御黒印」は貞隆の日付と同じ九月五日付で発給されたと考えられる。したがって、九月五日付の秀頼黒印内書が毛利家に伝来していないことから、秀就宛の豊臣秀頼黒印内書二通は、秀頼と秀就との間の贈答儀礼のすべてを網羅するものではないことが明らかとなる。

さらに次の点が重要なのだが、秀就から秀頼に送られた進物に対して、秀頼からは黒印内書と相応の進物とが返礼として贈られていたことがわかる。今のところ秀頼からの返礼がなされたことが確認できるのはこの一例のみなので、今後の事例の蓄積が必要だが、当時の贈答儀礼における贈与・互酬の関係を基本に考えれば、秀頼の黒印内書には奉者の添状と返礼品が付属するものであり、これは秀就に限るものではなかったと推測されるのではないだろうか。

4. 公益財団法人吉川報効会・吉川史料館所蔵吉川家文書

〔史料釈文〕（番号は『吉川家文書』二による）

八三二 十二月二十一日付豊臣秀頼黒印内書

為歳暮之

祝儀呉服壹

重到来祝着候

猶片桐市正可

申候謹言

（押紙）「右大臣秀頼公」

極月廿一日（黒印）

吉川侍従殿

八三三 十二月廿三日付豊臣秀頼黒印内書

為歳暮之

祝儀呉服二

到来令祝着候

猶片桐市正

可申候謹言

十二月廿三日（黒印）

吉川侍従殿

八三四 十二月二十五日付豊臣秀頼黒印内書

為歳暮之祝儀

呉服二到来

遠路令祝着候猶

片桐市正可申候

謹言

十二月廿五日(黒印)

羽柴吉川侍従殿

八三五 十二月二十七日付豊臣秀頼黒印内書

為歳暮祝詞

呉服二到来遠

境別而欣悦之

至候猶片桐市正

可申候謹言

極月廿七日(黒印)

吉川藏人侍従殿

八三六 五月一日付豊臣秀頼黒印内書

為端午祝儀

帷子五内単物

到来遠路令

祝着候猶片桐市正

可申候謹言

五月朔日(黒印)

吉川侍従殿

八三七 五月二日付豊臣秀頼黒印内書

為端午祝儀

帷子三内単物

如嘉例到来遠

路令祝着候猶

片桐市正可申候

謹言

五月二日(黒印)

吉川侍従殿

八三八 五月二日付豊臣秀頼黒印内書

為端午之祝儀

帷子五内単物二

到来遠路令

祝着候猶片桐市正

可申候謹言

五月二日(黒印)

吉川侍従殿

八三九 五月四日付豊臣秀頼黒印内書

為端午祝儀

帷子五内単物到

来遠路懇志之段

令祝着候猶片桐

市正可申候謹言

五月四日（黒印）

吉川侍従殿

〔解説〕

鶴 千 田 福

豊臣秀頼黒印内書八点は、外題題箋に「藤家吉川正統叙目第十六 廣家公之六 十六」と墨書された卷子に仕立てられている。

いずれも『吉川家文書』二に所収されている。現在の文書は切紙の形態であるが、これは卷子に仕立てられた際に下半分が切断されたもので、もとは折紙形式であったとみられる。歳暮四通、端午四通の計八通が伝来している。いずれも秀頼の黒印が押され、宛所はいずれも殿<sup>1</sup>、奉者は片桐市正且元である。宛所の高さは月の字の中間の高さdから日の字の書き始めの高さgである。毛利家と比べても宛所の高さは低く、次に述べる対馬宗家と比較しても、同じ侍従宛でありながら宛所の高さは低い。

ところで、秀頼の黒印内書八通以外に奉者発給の添状が伝来

しており、その内容から右以外にも吉川広家から秀頼への進物があつたことがわかる。表Aにそれを示した。

まず、秀頼黒印内書八三二号文書に対応するのが、次の八五七号片桐且元書状と八四四号大藏卿局消息である。

八五七 十二月二十一日付片桐且元書状

為歳暮御祝儀、如御嘉例呉服一重被進之候、披露申候処二被成御祝着趣、以 御黒印被仰候へ共、能々我等より相心得可申入旨候、次二姫君様、御袋御方へ鳥目千疋宛被為参候、以御女房衆上申候、御文にて御礼被仰候、隨而私へ御小袖一重被下候、毎度御懇切之段、忝存候、委御使者へ申達候、恐惶謹言、

片桐市正

十二月廿一日 且元（書判）

羽柴吉川侍従様

御報

八四四 十二月二十一日付大藏卿局消息

秀頼さまへ暮の御しうきとて、御ふく一かさね、姫君さまおなしく、上さまへも御たる代千疋つゝ、ひろう申入まいらせ候へは、御きけんの御事にて、幾千とせまでもあひかハラすめてたくおほしめし候よし、こゝろへまいらせ候

て、よく申との御事にておハしまし候、めてたく又々かし  
く、

十二月廿一日 (切封)

お

きつ川

しゅう殿まいる

大くら卿

申給へ

八五七号文書は、秀頼の奉者となつている片桐且元が発給した添状で、文中にある「御黒印」が秀頼発給黒印内書(八三三号文書)にあたる。秀頼発給文書は、「御」を付けて「御黒印」と称されていたことがわかる。

書状内容から、広家は秀頼だけでなく、秀頼の妻徳川千(「姫君様」)、秀頼の母浅井茶々(「御袋御方」)に対しても樽代千疋宛を使者にもたせて送り届けていたことがわかる。これへの返礼は「御女房衆」が「御文」にて伝えるとあり、それが八四四号文書の大蔵卿局消息であろう。大蔵卿局は茶々の乳母、大野治長の母にあたる。

秀頼が千と婚姻するのは、慶長八年七月二十七日なので、この一連の発給文書は慶長八年から同十九年の間のものと考えられる。ここで注目されるのは、片桐且元が発給した文書の宛所が「羽柴吉川侍従」となつてゐることである。慶長期における豊臣姓羽柴名字の位置を知るうえで、興味深いことがらといえ

よう。

八四五号 十二月二十三日付大蔵卿局消息

秀頼さまへ暮の御しうきとて、御ふく一かさね、姫君さまおなしく、上さまへ御たる代拾へつゝひろう申入まいらせ候、幾千とせまでもあひかハらす、めてたくおほしめし候よしを、こころへまいらせ候て、よく申との御筆にておハしまし候、めてたく又々かしく、

十二月廿三日 (切封)

お

きつ川

くら人殿まいる

大くら卿

申給へ

これは八三三号の十二月二十三日付の秀頼黒印内書と日付が同じだが、八三三号では進物が呉服二とあるので、八四五号とは異なる年のものとなる。

八五八号 片桐且元書状

已上

為歳暮御祝儀、如御嘉例御服一重被進之候、披露申候処、被成 御祝着趣、以 御黒印被仰候、次 御上様、姫君様へ鳥目千疋宛被為参候、以大蔵卿上申候御文二而御礼被仰

候へ共、遠路御念入申通、自我等相心得可申進旨候、随而  
私へ小袖一重内綾一被下候、過当之至、難申謝候、委御使  
者へ令申候、恐惶謹言、

片市正

十二月廿三日

且元（書判）

吉川藏人様

御報

鶴 千 田 福  
これも同じく十二月二十三日付の片桐且元書状であるが、呉  
服一重となっているので、文中にある「御黒印」は八三三号文  
書ではなく、これに対応する秀頼黒印内書は吉川家文書に伝来  
していないことになる。また、千と茶々に送ったのは「鳥目千  
疋」なっているので、大蔵卿局消息にある樽代十貫とも対応し  
ない。したがって、大蔵卿局消息と片桐且元書状は、別々の年  
の歳暮に対する返礼添状となる。

八四六号 大蔵卿局消息

秀頼さまへ暮の御しうきとて、御ふく一かさね、姫君さま  
おなしく、御うへさまへも御たる代千疋つゝ、ひろう申入  
まいらせ候へは、御きけんよく幾千とせまでもあひかハラ  
すめてたくおほしめし候よし、こゝろへ候て、よく申との  
御事にておはしまし候、なおくめてたく又々かしく、

十二月廿五日（切封）

ぶ

きつ川

くら人殿まいる

大くら卿

申給へ

右の発給日と同じ十二月二十五日付秀頼黒印内書は八三四号  
があるが、進物が呉服二に対し、八四六号消息では呉服一と  
なっているので、異なる年の歳暮への返礼添状となる。

以上から、広家は少なくとも秀頼黒印状が残る四度と片桐且  
元・大蔵卿局の返礼状が残る三度の計七度にわたって秀頼に歳  
暮を贈ったことが確定する。内容は呉服二を送る年と呉服一を  
送る年があつたが、進物の多寡に対する書札礼の厚薄は相関関  
係があるようにはみえない。

端午に関しては、秀頼黒印内書四通が伝来しているが、これ  
に関する片桐兄弟や大蔵卿局の添状は残されていない。秀頼黒  
印内書の奉者は片桐且元、進物は帷子五の年が三度と帷子三の  
年が一度となっている。

ところで、慶長二十年（一六一五）四月十八日付吉川広家書  
状<sup>15</sup>によれば、広家と大坂方との交流が問題となっていた。

一、去年当年二我々何たる見あて共候て申すこしなと候儀<sup>（通）</sup>  
も可有之哉と、各可気遣候、大坂御お子、又大修理おや  
子へ、一字之ふみせうこ二なり申候事不申出候、此段ハ

帰候て、誓紙をかき、各へ見申候へく候、去年さへ是にて候、今年御城わり候て後者、何とて可申候哉、可有推量候事、

つまり、慶長十九年から翌二十年にかけて、広家から大坂城の豊臣秀頼・浅井茶々母子、大蔵卿局・大野治長母子に対して、一字たりとも文証拠になるようなことはしていないので、帰国後に誓紙を書いて宛所の今田経忠・吉川家成・今田春政・吉川経実・香川春継・香川家景ら家中に見せるとしている。とくに去年さえ「是にて候」、つまり慶長十九年には大坂との交流を絶っているのに、冬の陣後の大坂城二の丸以下の破却以後に交流することがあるだろうか、推量してみればよい事だ、と書き送っている。

また、広家が慶長二十年四月頃に記したと推定される自筆覚書<sup>⑧</sup>第一条には、次のようにある。

一、先年之一乱已来、大坂へ諸人なみの年頭・歳暮、市正・主膳殿御申次候、我等初中後之儀ハ、彼兩人存之前二候事、

つまり、先年（慶長五年）の関ヶ原合戦以来、大坂へは諸人並の年頭・歳暮を片桐且元・同貞隆の申次で届けていたが、その様子は且元・貞隆がよく存じている、としている。そうであれば、大坂への贈答が、広家が弁明するように諸人並<sup>⑨</sup>他家と同程度の進物であったのかどうか問題となろう。

続いて自筆覚書第二条では、広家が南宮山に陣を構えたことを大坂衆が「悪口」したとあるが、これは大坂衆からすれば贈答儀礼を欠かすことのなかった親秀頼派の広家が裏切ったことを「悪口」したものとれる。さらに第三条では、(徳川方に対して)別心がましい儀は一字一言も申し出していないので、そのような証拠を見た人物はいないはずだ、と弁明している。

以上から、慶長期に大坂方と交流を持ち続けた吉川広家は、大坂冬の陣・夏の陣にかけて、親秀頼派との嫌疑をかけられた。その弁明によれば、広家が大坂方との交流を絶つたのは慶長十九年になつてからだが、それ以前は年頭と歳暮を諸人並に送っていたと主張した。ただし、伝来する秀頼内書に端午の節句への返礼状があることから、年頭と歳暮に限るものではなく、年頭や歳暮などの節句に諸人並の進物を送っていたものと解釈すべきだろう。

年頭については、秀頼の内書は伝来していないが、大蔵卿局や片桐且元などの添状からその様子をうかがうことができる。

八四〇 淀君侍女某消息写

ねん<sup>(年頭)</sup>との御しうきとて、ひてよりさまへ御は代銀子三枚、ひめ君さまへ、くよう千疋、うへさまへおなしく千疋まいられ候、ひろう申候へハ、幾久しくまんくねんもとゆわいまいられ候よしを、こゝろへ候て申との御事にて御入

候、なをくめてたく候事候、かしく、

これによれば、広家から秀頼に年頭祝儀として馬代銀子千疋、千へ公用錢千疋、茶々へ同千疋が贈られたことがわかる。

八四一 大蔵卿局消息

此春の御しうきとて、はやくと上さま、ひめ君さまへ御たる代千疋つゝまいられ候、よくひろう申入まいらせ候、幾久しくあひかハラすとめてたく数々いはひ入まいらせ候、此よしよくころへまいらせ候て、申との御事にておハしまし候、めてたく又々かしく、

正月四日 (切封)

きつ川

くら人殿まいる

申給へ

大くら卿

お

右には秀頼への進物はみられないが、千と茶々のみに進物を送ったとは考えにくいので、大蔵卿局の消息には単に記されなかったものだろう。そのことは、おそらく右に対応する片桐貞隆書状から判断される。

八五五 片桐貞隆書状

猶々、奥方へも披露候処、不相替儀御満足此事候、則大蔵卿局御ふみにて被申候、以上、

如仰改陽之御吉兆遂日可被任御意候、仍 秀頼様へ為新年之御祝儀、御太刀一腰御馬一疋御進上候、早々之儀、一段被成御祝着候、能々從拙者も相心得可申入旨被仰候、次私へ御太刀御馬代銀子壹枚被懸御意候、幾久と別而忝存候、猶永日御祝詞共可申述候条、不能詳候、恐惶謹言、

正月四日

吉川侍従様

御報

片主税正

貞隆 (書判)

大蔵卿局と同日付で片桐貞隆が添状を発給しているが、猶々書にあるように奥方(茶々・千)については大蔵卿局から別に「御ふみ」が出されるとしている。つまり、秀頼への進物の返礼状は貞隆が、奥方への返礼状は大蔵卿局がそれぞれに書くことになったため、大蔵卿局の消息には秀頼関係の進物が記されなかったのである。

これとは別に正月八日付で片桐且元の添状と大蔵卿局の消息が発給された年がある。

八四二 大蔵卿局消息



此春の御しうきとて、秀頼さまへ御馬代銀子三枚、姫君さまおなしく、御うへさまへも御たる代千疋つゝ、ひろう申入まいらせ候へは、幾久しくめてたくおほしめし候よしを、よくこゝろへまいらせ候て申との御事にておハしまし候、めてたく又々かしく、

正月八日 (切封)

よ

きつ川

くら人殿まいる

大くら卿

申給へ

八五六 片桐且元書状

為改年御祝儀、御太刀一腰御馬代銀子三枚被進之候、披露申候処二被成御祝着趣、我等より能々相心得可申入旨候、次御上様、姫君様へ鳥目千疋宛被為参候、以御女房衆上申候御文にて御礼被仰候、随而私へも御太刀御馬代銀子壹枚被下候、毎度御懇切忝存候、委曲御使へ申候、恐惶謹言

片市正

正月八日

且元(書判)

吉川藏人様

御報

大藏卿局消息では、新年の祝儀として秀頼に馬代銀子三枚、

千と茶々に樽代千疋宛が贈られている。次の片桐且元書状では、秀頼へは太刀一腰・馬代銀子三枚となっていて、大藏卿局の消息と必ずしも対応していないが、新年の贈答儀礼では太刀・馬代が贈られているので、消息に書き洩らされたものではないかと考えておく。

なお、年頭に関しては、貞隆書状・且元書状に秀頼の「御黒印」が発給された旨の記載がない。したがって、秀頼の黒印内書が発給されたのかどうかは確証を得られない。今のところ年頭祝儀に対する秀頼黒印内書は、既述の蜂須賀家・毛利家、島津家(後述)の例を確認しているが、年頭御礼は大坂城に向くことが基本であったため、通常は内書が発給されなかったのではないだろうか。蜂須賀家の場合も、年頭内書が発給されたのはイレギュラーなことではないか、と推測した。江戸期の將軍発給内書も年頭祝儀には発給されず、端午・重陽・歳暮の三季のみに発給されるように整えられる。この形式がいつごろ整うのかについても検討すべきだが、年頭の内書については後考に俟ちたい。

これら節句における贈答以外にも、吉川広家は大坂方との交流をもっていた。

九三六号 片桐貞隆書状

猶々遠路御城へ御使者被為参候儀、別而被成御祝着

候、来春御上洛候ハ、可得御意候、将又、是式候へ  
共、諸白二荷令進覽之候、幸便之条如此候、舟中二候  
之間、酒いかゝ候ハんも不存候、以上、

御状拜見仕候、寔其以後者不得御意、御床敷存候、其元相  
替儀無御座候由、珍重存事候、将又、御袋様蜜柑鮎酢御進  
上之儀、則大蔵卿迄使者相添、御進上之物披露在之処、一  
段被成御祝着之由候、大蔵卿より文を以具被申入候、随而  
拙者へ蜜柑二籠被懸御意候、御懇情之儀別而忝存候、此辺  
御用之事候ハ、可被仰越候、猶期後音候、恐惶謹言、

片主膳正

十一月十一日 貞隆（書判）

吉蔵人様

貴報

右によれば、広家は秀頼の母茶々（「御袋様」）に蜜柑と鮎  
鮎を進上している。貞隆にも蜜柑二籠を送っているので、秀頼  
への進物がなかつたとは考えられない。おそらく、秀頼宛の進  
物は片桐且元が担当し、貞隆は茶々宛の進物を担当したので、  
このような書き方になっているのではないかと思われる。

したがって、吉川家は年頭・歳暮といった節句だけでなく、  
大坂方に音信を送る関係にあり、そのことが大坂の陣の際に取  
沙汰されたとしてよいだろう。なぜ広家は慶長期になってもこ

のように大坂方と深く通じていたのか。その意図を明確に示す  
史料を今のところ確認できないが、関ヶ原合戦において毛利本  
家を救うためにみせた広家の義理がたい性格からして、彼に豊  
臣恩顧という関係を尊重させたのかもしれない。

5. 九州国立博物館所蔵対馬宗家文書<sup>17)</sup>

〔史料釈文〕

1 正月二十九日付豊臣秀頼黒印内書<sup>18)</sup>

為音信高麗羈

三到来遠方懇

切之段欣悦之至候

猶片桐市正可申候

謹言

正月廿九日（黒印）

羽柴対馬守殿

2 十二月十日付豊臣秀頼黒印内書<sup>19)</sup>

高麗大鷹二居

到来遠路令

祝着候別而自愛

此事候猶片桐

市正可申候謹言

極月十日(黒印)

対馬侍從殿

〔解説〕

九州国立博物館が所蔵する対馬宗家文書の内書については、東昇氏の一連の研究がある。それによれば、宗家では享保十二年(一七二七)に内書・奉書の選別が行われ、「御内書御奉書員数目録 附り御状御書付」という文書目録が作成され、選別された文書は年寄中御預長持に入れられた。これらは、年号不明を含めて、寛永十四年(一六三七)から享保十二年(一七二七)までを選別・分類したもののだが、「年号不知御内書」として豊臣秀頼黒印内書二通が保存されている。現状では「四番」と貼書に番号を付された桐箱に入れられているが、この桐箱は享保十二年の整理では二番長持に入れられ、宝暦五年(一七五五)の再整理では四番長持に入れ替えられた。四番箱の上書墨書は次のようである。

(貼書)「四番」

- 一、御代不知御内書式通一巻
- 一、年号不知 家光様御内書

四拾八通二巻

一、從 家光様 義成様江之御内書

三通一巻

一、年号不知 家綱様御内書

二十三通一巻

以上五巻

豊臣秀頼黒印内書二通は、箱書第一条の「御代不知御内書式通一巻」と題された卷子に収められており、卷子の内題も同様である。その表題から、享保二年の整理段階では黒印の主が豊臣秀頼であることや作成年代は不明だったが、それでも秀頼の黒印状を「御内書」として認識していたことがわかる。

内容は、高麗鶴と高麗大鷹の贈答に関するものである。多くの文書のなかから、この二通のみが選別された理由は、朝鮮に關係する内容であったことに求められよう。これを逆にみれば、三季のようなルーティン化した贈答儀礼に際して発給された秀頼黒印内書は、宗家によって廃棄された可能性が高いといえよう。既述の蜂須賀家における「草案」作成の目的と通底する文書管理がなされた結果でもある。つまり、豊臣秀頼発給黒印内書は、現在の宗家文書に伝来する二通に限らなかつたと考えるべきであろう。秀頼発給文書の伝存数が少ないのは、文書そのものが授受されなかつたからではなく、江戸期の文書管理において受給者側が文書を選別・廃棄した結果と考えるのが適

切なのである。

各文書の形態については、軸装の段階で包紙を廃棄し白紙の部分を作り落としていたため、現状は切紙となっているが、もとは折紙と考えられる。

宛所の「対馬侍従」「羽柴対馬守」は、元和元年（一六一五）正月三日に没する宗義智である。天正十八年（一五九〇）に従四位下侍従に叙任され、同年秀吉より豊臣姓羽柴名字を与えられた。関ヶ原合戦では大坂方についたことで苦境に立たされたが、朝鮮との国交回復を期待され、徳川方の糾弾を避けることができた<sup>①</sup>。つまり、関ヶ原合戦後の宗家は徳川将軍家との関係強化に努めることになるのだが、その一方で大坂城の豊臣秀頼に高麗鷹を含む贈答儀礼を続けていたこと、慶長期になっても羽柴名字が用いられていたことがわかる。

なお、1（殿Ⅱ・高さe）と2（殿Ⅰ・高さc）の文書を比較した場合、2より1の方により薄礼化が進んでいるが、年次比定をなす決定的な根拠を欠く。他の伝来文書のあり方からみて、秀頼の書札礼は厚札から薄札に進行する点からすれば、2から1という方向性が考えられるが、他の侍従宛の文書と比較検討する必要があるため、今後の課題としておく。

（以下、次号に続く）

（注）

（1） 東京大学史料編纂所編『大日本古文書 家わけ第八 毛利家文書之三』。

以下、『毛利家文書』三と略称。

（2） 公益財団法人防府毛利報公会・毛利博物館柴原直樹氏のご指示による。史料調査では同氏にお世話になりました。この場を借りて、心よりお礼申し上げます。

（3） 三鬼清一郎編『豊臣秀吉文書目録』、名古屋大学文学部、一九八九年。以下、『三鬼目録』とする。

（4） 三鬼清一郎「豊臣秀吉文書に関する基礎的研究」（『名古屋大学文学部研究論集』CI・史学34、一九八八年）。豊臣秀吉発給文書は書判状・朱印状があるが、黒印状は確認できない。

（5） 天正十九年と推定される十二月二日付で、一柳監物丞に宛てて船作事に関する指示を出している（伊予小松一柳文書、『三鬼目録』による）。

（6） 土田忠生・奥田武・長南実編訳『邦訳日葡辞書』（岩波書店、一九八〇年）。

（7） 他に自筆無判の將軍直状も「御内書」と称された（福田千鶴「御内書」の史料学的研究の試み」（『史料館研究紀要』三一、国文学研究資料館史料館、二〇〇〇年）。

（8） 藤井讓治「徳川將軍家領知宛行制の研究」（思文閣出版、二〇〇八年）。

（9） 森田恭二「豊臣秀次・秀頼の政権と印判状」（有光友學編『戦国期 印章・印判状の研究』、岩田書院、二〇〇六年）、同『悲劇のヒーロー 豊臣秀頼』（和泉書院、二〇〇五年）。

（10） 高木昭作氏は、秀忠が將軍になったとしても、それまでの秀忠が「有力大名の嫡子ではあっても一介の大名に過ぎず、伊達政宗や佐竹義宣と

は対等の存在であった」ことが、秀忠の書札礼が国持大名クラスに対して厚礼とならざるをえなかったことを指摘している(『江戸幕府の制度と伝達文書』、角川書店、一九九九年)。

- (11) 山口県教育委員会編『毛利家歴史資料目録―古文書・典籍編―』一九八三年。

- (12) 秀就は寛永三年八月十九日に少将に昇進するが、輝元のように「清華家に準じられた」とする家格は失われている。

- (13) 『秋藩閥閥録遺漏』巻3の2、一六一頁(マツノ書店、一九七一年)。

- (14) 東京大学史料編纂所編『大日本古文書 家わけ第九 吉川家文書之二』。史料調査においては、公益財団法人吉川報効会・吉川史料館原田史子氏にお世話になりました。この場を借りて、心よりお礼申し上げます。

- (15) 東京大学史料編纂所編『大日本古文書 家わけ第九 吉川家文書別集・附録 石見吉川家文書』七〇八号。以下、『吉川家文書別集』と略記。

- (16) 『吉川家文書別集』七〇九号。

- (17) 九州国立博物館対馬宗家文書データベース <http://www.kyuhaku-db.jp/sofutei/> を利用した。文書群の階層構造を理解するうえで大変有意義な情報や画像データなどを得ることができた。データベースを開発された方々に心よりお礼を申し上げます。

- (18) 収蔵品番号P815、整理番号004010101、通番612。

- (19) 収蔵品番号P816、整理番号004010201、通番613。

- (20) 東昇「対馬藩の御内書・老中奉書の管理について―文書箱と「年寄中預御書物長持入日記」―」(九州国立博物館『東風西声』2、二〇〇六年)、

同「対馬藩の御内書、老中奉書の選別―18世紀後期における文書管理の

転換―」(『アーカイブズ学研究』7、二〇〇七年)、同「対馬藩の文書管理の変遷―御内書、老中奉書を中心に―」(『国文学研究資料館編『藩政アー

カイブズの研究』岩田書院、二〇〇八年)。

- (21) 中野等「柳川一件」(福田千鶴編著『新選御家騒動』上、新人物往来社、二〇〇七年)。

(付記)

本研究は、JSPS科研費25370813の助成を受けたものです。

表3 毛利家文書

日付	判	目的	進物	行数	悦び文言	奉者	書止	宛名	殿高さ	横	縦	番号
八月八日	黒印	音信	兩種樽拾	5	遠境懇情之段別而欣悦候	片桐主膳正	謹言	毛利宗瑞	老	六四三	四四八	一〇一三
四月廿九日	黒印	端午	帷子貳之内単物	6	遠路令祝着候	片桐市正	恐々謹言	毛利宗瑞	老	六一七	四四一	四四六
極月廿八日	黒印	歳暮	呉服三重	5	遠境別而芳情之至令祝着候	片桐市正	謹言	松平長門守	I	六四六	四四一	四四八
十二月廿九日	黒印	歳暮	呉服二	5	遼遠御懇志之至令歡悦候	片桐市正	恐々謹言	宗瑞	老	六四七	四四一	四四七
十二月廿七日	黒印	歳暮	呉服二	4	令祝着候	片桐市正	恐々謹言	毛利宗瑞	老	六一六	四四一	一〇一二
正月七日	黒印	改年	太刀一腰馬代烏目千疋	6	欣悦之至候	片桐市正	恐々謹言	毛利宗瑞	老	六五一	四四九	一〇〇九
五月朔日	黒印	端午	帷子二内単物	6	遠境別而御懇情之至候令欣悦候	片桐市正	謹言	宗瑞	老	六五一	四四九	一〇一〇
九月七日	黒印	重陽	呉服五	5	別而令祝着候	片桐市正	謹言	松平長門守	I	六四六	四四一	四四九
九月五日	黒印	重陽	呉服壹重	6	懇志之段令祝着候	片桐主膳正	恐々謹言	毛利宗瑞	老	六四〇	四四一	一〇一一

(注1) 配列は高さa↓e、日付の順で並べた。(注2) 横・縦の寸法はmm。

表4 吉川家文書

日付	判	目的	進物	行数	悦び文言	奉者	書止	宛名	殿高さ	横	縦	番号
極月廿七日	黒印	歳暮	呉服二	5	遠境別而欣悦之至候	片桐市正	謹言	吉川藏人侍従	I	六五六	二二七	八三五
十二月廿三日	黒印	歳暮	呉服二	5	令祝着候	片桐市正	謹言	吉川侍従	I	六〇二	二二五	八三三
五月朔日	黒印	端午	帷子五内単物	5	遠路令祝着候	片桐市正	謹言	吉川侍従	I	六〇六	二二五	八三六
五月二日	黒印	端午	帷子三内単物	6	遠路令祝着候	片桐市正	謹言	吉川侍従	I	五八九	二二〇	八三七
十二月廿五日	黒印	歳暮	呉服二	5	遠路令祝着候	片桐市正	謹言	羽柴吉川侍従	I	六一二	二二九	八三四
極月廿一日	黒印	歳暮	呉服壹	5	祝着候	片桐市正	謹言	吉川侍従	I	六三六	二三五	八三二
五月二日	黒印	端午	帷子五内単物二	5	遠路令祝着候	片桐市正	謹言	吉川侍従	I	六五三	二一七	八三八
五月四日	黒印	端午	帷子五内単物	5	遠路懇志之段令祝着候	片桐市正	謹言	吉川侍従	I	六四七	二三五	八三九

(注1) 配列は高さa↓g、日付の順で並べた。(注2) 横・縦の寸法はmm。

表5 対馬宗家文書

日付	判	目的	進物	行数	悦び文言	奉者	書止	宛名	殿高さ	横	縦	番号
正月廿九日	黒印	音信	高麗靄三	5	遠方懇切之段欣悦之至候	片桐市正	謹言	羽柴対馬守	II	五二六	二二二	P815
極月十日	黒印	音信	高麗大鷹一居	5	遠路令祝着候別而自愛此事候	片桐市正	謹言	対馬侍従	I	五八八	二二二	P816

(注1) 配列は番号順。(注2) 横・縦の寸法はmm。九州国立博物館対馬宗家DBの採寸に依拠した。

表A 吉川家文書における添状発給

日付	発給者	宛名	目的	秀頼宛	千宛	茶々宛	番号
正月四日	大くら卿	きつ川くら人殿	年頭	馬代銀子三枚	公用千疋	公用千疋	八四〇
正月八日	大くら卿	きつ川くら人殿	春祝儀	馬代銀子三枚	樽代千疋	樽代千疋	八四一
十一月十一日	大くら卿	きつ川くらうつ殿	見舞	—	樽代千疋	樽代千疋	八四二
十二月廿一日	大くら卿	きつ川しう殿	暮祝儀	呉服一重	樽代千疋	蜜柑二個、鮭三桶	八四三
十二月廿三日	大くら卿	きつ川くら人殿	暮祝儀	呉服一重	樽代十貫	樽代十貫	八四五
十二月廿五日	大くら卿	きつ川くら人殿	暮祝儀	呉服一重	樽代千疋	樽代千疋	八四六
正月四日	片桐主税正貞隆	吉川侍従様	新年	太刀一腰馬一疋	—	—	八五五
正月八日	片市正且元	吉川藏人様	改年	太刀一腰馬代銀子三枚	鳥目千疋	鳥目千疋	八五六
十二月廿一日	片桐市正且元	羽柴吉川侍従様	歳暮	呉服一重	鳥目千疋	鳥目千疋	八五七
十二月廿三日	片市正且元	吉川藏人様	歳暮	呉服一重	鳥目千疋	鳥目千疋	八五八

図1 宛所の高さ

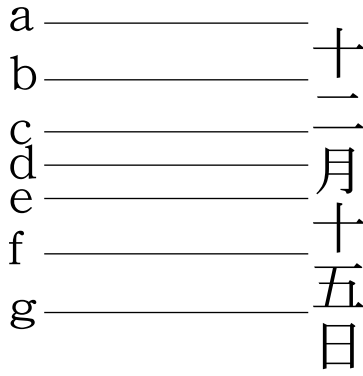


図2 殿の種類

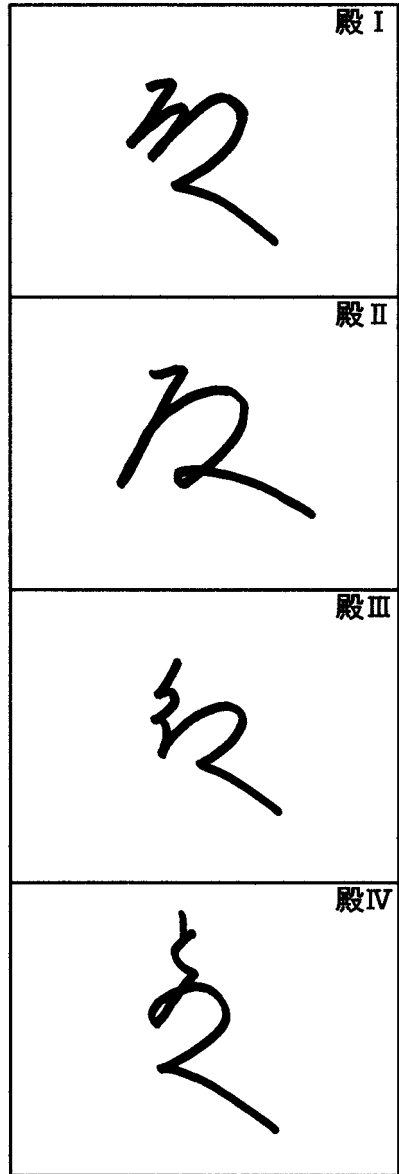


図3 殿 (ひとつがけ)

